

お客様本位の業務運営に関する取組み状況

2026 年 7 月 10 日

ピムコジャパンリミテッド

ピムコジャパンリミテッド（以下「当社」といいます。）は、金融庁が 2017 年 3 月 30 日に公表し、2021 年 1 月 15 日に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「金融庁原則」といいます。）を採択し、その趣旨および精神を踏まえ、「お客様本位の業務運営を実現するための方針」（以下「本方針」といいます。）を策定し、公表してまいりました。

また、金融庁は 2024 年 9 月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を改訂し、新たに「プロダクトガバナンスに関する補充原則」（以下「金融庁補充原則」といいます。）を追加しました。当社は、金融商品の組成に携わる金融事業者として、金融庁補充原則についても採択し、本方針に反映しております。

本書では、本方針に基づく当社の主な取組みについてご紹介します。

方針 1 お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

当社は、お客様本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、本方針に基づく取組状況を定期的に公表し、その実効性を検証のうえ継続的に見直すことにより、より良い業務運営の実現を図ります。

[金融庁原則 1 に対応]

<取組状況 1>

当社は、当社が直接サービスを提供する相手方としてのお客様だけでなく、インベストメント・チェーンにおける最終受益者としてのお客様も念頭に置き、お客様本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定しています。当社は、当該方針およびこれに基づく取組状況を当社ウェブサイト公表するとともに、定期的に見直しています。

これらの取組みにより、業務運営の透明性を確保するとともに、継続的な改善および実効性の向上に努めています。

方針 2 お客様の最善の利益に向けた業務運営

当社は、PIMCO グループの倫理規程に定める基本的な責務を踏まえ、高い職業倫理と専門性を保持し、リスクを適切に管理しながらリターンを提供するという使命のもと、誠実かつ公正に業務を遂行するとともに、お客様本位の良質なサービスの提供に努めます。

[金融庁原則 2 に対応]

<取組状況 2>

当社は、PIMCO グループの倫理規程（Code of Ethics）に定める基本的な責務を踏まえ、高い職業倫理と専門性を保持し、お客様の最善の利益を判断の中心に据えた、誠実かつ公正な業務運営を行っています。また、役職員がこれらの価値観および関連する方針・規程を十分に理解し、日々の業務において実践できるよう、コンプライアンス研修等を通じて倫理意識の醸成および社内への周知・浸透を図っています。さらに、法令等遵守、利益相反管理、個人取引管理等に関する統制状況を継続的に確認し、必要に応じて改善を図ることで、お客様本位の良質なサービスを安定的に提供するための業務運営の実効性向上に取り組んでいます。

これらの取組みにより、高い職業倫理と専門性に基づくお客様本位の企業文化の定着を推進しています。

方針 3 利益相反の適切な管理

当社は、業務運営の各過程において生じ得る利益相反を適切に特定、評価および管理し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、必要な措置を講じます。

[金融庁原則 3 に対応]

なお、当社は、個人投資家に対して、直接金融商品を販売・推奨等をし、または運用サービスを提供しないため、金融庁原則 3 に係る注の小項目 1 および 2 は該当しません。

<取組状況 3>

当社は、PIMCO グループが定める利益相反管理に関する方針および関連規程に基づき、業務運営の各過程において生じ得る利益相反の可能性を把握し、適切に管理しています。お客様に提供するサービスその他の業務運営において利益相反が疑われる場合には、コンプライアンス部門が事前に確認し、必要に応じて承認または対応措置を求めるプロセスに基づき管理します。また、複数のお客様に関係する取引や配分については、取引条件および配分の公平性を確認するプロセスに基づき運営し、お客様の利益が不当に害されることのないよう対応しています。さらに、役職員個人による取引等についても、関連規程に基づく事前申請、開示および継続的なモニタリングを実施し、利益相反の発生防止および適切な統制を確保しています。

これらの取組みにより、利益相反管理体制の実効性を維持・向上させるとともに、お客様本位の業務運営の確保に努めています。

方針 4 手数料等の明確化

当社は、お客様が負担する手数料、費用および報酬等について、その内容ならびに当社が提供する運用サービスとの関係を明確にし、対価性および合理性を含めて、お客様に対し適切な情報提供を行います。

[金融庁原則 4 に対応]

<取組状況 4>

当社は、個人投資家以外のお客様について、提供する金融商品・運用サービスに係る手数料、費用および報酬等について、当該金融商品・サービスとの関係を明確にし、対価性および合理性を含めた情報提供を行っています。具体的には、お客様向け資料等を通じて、重要な情報として手数料等の内容を開示し、お客様がその内容を理解できるよう説明します。また、情報提供にあたっては、お客様の取引目的等を踏まえ、明確かつ誤解を招かない表現となるよう確認します。お客様からの照会やデューデリジェンス等に対しては、必要な情報を適時・適切に提供し、個別の要請に応じた説明を行います。これらの取組みにより、手数料等に係る透明性を確保し、お客様が金融商品・サービスの内容および価値を理解できるよう対応しています。

また、当社は、個人投資家に対して直接金融商品を販売・推奨し、または運用サービスを提供していませんが、販売・推奨を行う金融事業者に対して、お客様が負担する手数料その他の費用の詳細について、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、お客様にとって理解しやすい情報提供が行われるよう支援しています。

これらの取組みにより、手数料その他の費用に係る情報提供の明確性および透明性を確保するとともに、お客様が当該手数料等の内容および対価性を理解できるよう努めています。

方針 5 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、提供する金融商品・運用サービスおよび関連情報について、商品性、リスク、手数料その他の重要な事項を適切に整理し、お客様に対して明確かつ誤解を招かない情報提供を行います。

[金融庁原則 5 に対応]

なお、当社は、個人投資家に対して、直接金融商品を販売・推奨等をし、または運用サービスを提供しないため、金融庁原則 5 に係る（注 2）、（注 3）、（注 4）および（注 5）に関しては「非該当」となりますが、販売・推奨等を行う金融事業者と情報提携を図ります。

<取組状況 5>

当社は、個人投資家以外のお客様について、提供する金融商品・運用サービスおよび関連情報に関し、商品性、リスク、手数料その他の重要な事項を整理し、お客様向け資料等を通じて、明確かつ誤解を招かない情報提供を行っています。情報提供にあたっては、お客様の投資方針、取引内容およびリスク許容度等を踏まえ、重要な事項を適切に示し、お客様が運用サービスの内容を理解できるよう説明します。また、お客様からの照会やデューデリジェンス等に対しては、個別の要請を踏まえ、必要な情報を適時・適切に提供しています。

また、当社は、個人投資家に対して直接金融商品を販売・推奨し、または運用サービスを提供していませんが、販売・推奨を行う金融事業者に対して、PIMCO グループの商品性、リスク、運用体制その他の関連情報を共有し、最終投資家にとって分かりやすい情報提供が行われるよう支援しています。

なお、お客様の長期的な資産運用に資するよう、経済、市場、運用戦略等に関するマクロ情報の重要性を踏まえ、当社は、PIMCO の経営陣、エコノミストおよび投資プロフェッショナルによるタイムリーな洞察と分析に基づき、市場動向、経済見通し、金融政策等に関する情報を「PIMCO の視点」として発信しています。また、債券市場は、他に比肩するもののない世界最大の有価証券市場であり、多種多様な投資機会を提供しています。一方で、日々新たな商品が生み出されていることから、個人投資家が自身の投資する金融商品の商品性を理解できるよう、債券に関する各種情報を発信しています。

これらの取組みにより、金融商品・運用サービスに係る重要な情報の分かりやすさおよび透明性を確保するとともに、お客様が商品性、リスクその他の重要な事項を理解できるよう努めています。

PIMCO の視点

「債券の基礎」シリーズ

個人投資家の中長期投資に必要な視点 ～ポートフォリオの分散～

方針 6 お客様のニーズに合致した商品の開発、提供

当社は、お客様の投資方針、取引内容およびリスク許容度等を踏まえたニーズを把握し、これに照らしてお客様に適合した金融商品およびサービスの提供を行います。

[金融庁原則 6 対応]

なお、当社は、個人投資家に対して、直接金融商品を販売・推奨等をし、または運用サービスを提供しないため、金融庁原則 6 に係る（注 1）、（注 2）および（注 4）に関しては「非該当」となりますが、販売・推奨等を行う金融事業者と情報提携を図ります。

< 取組状況 6 >

当社は、個人投資家以外のお客様については、対話、照会対応およびデューデリジェンス等を通じて、投資方針、取引内容およびリスク許容度等を確認し、提供する金融商品・運用サービスがお客様の目的や運用上の要請に沿ったものとなるよう対応します。提供する金融商品・運用サービスについては、商品性やリスクに関する一般的な情報にとどまらず、お客様の投資方針等との整合性を踏まえ、必要な情報を分かりやすく提供します。また、照会対応やデューデリジェンス等を通じて把握した個別の要請については、関係部門と連携のうえ、運用体制、商品内容、リスク管理その他必要な情報を適時・適切に提供しています。

また、当社は、個人投資家に対して直接金融商品を販売・推奨し、または運用サービスを提供していませんが、金融商品の販売等に係る勧誘方針を策定・公表するとともに、PIMCO グループの商品性や想定される顧客属性等に関する情報を、金融商品の販売・推奨を行う金融事業者の説明・共有します。さらに、当該金融事業者の営業員に対して勉強会等を実施するなど、商品理解の促進を支援し、製販全体を通じて金融商品が最終投資家のニーズに適合するよう支援しています。これらの取組みに加え、商品の提供がお客様の最善の利益に資するものとなるよう努めるとともに、個人投資家の中長期的な資産運用に真に資するという観点から、特定の金融商品に関する情報にとどまらず、中長期投資に必要な視点に関する情報も提供しています。

これらの取組みにより、お客様の投資方針、取引内容およびリスク許容度等を踏まえた金融商品・運用サービスの提供に努めるとともに、販売・推奨を行う金融事業者との情報連携を通じて、最終投資家のニーズに適合した商品理解および情報提供が行われるよう努めています。

金融商品の販売等に係る勧誘方針について

個人投資家の中長期投資に必要な視点 ～ポートフォリオの分散～

方針 7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

当社は、お客様の最善の利益の追求、お客様の公正な取扱いおよび利益相反の適切な管理を促進するためのガバナンス体制を整備します。

[金融庁原則 7 対応]

<取組状況 7>

お客様の最善の利益の追求、お客様の公正な取扱いおよび利益相反の適切な管理を促進するため、PIMCO グループおよび当社では、各種関連規程を整備するとともに、その遵守状況や業務上の行動が報酬・業績評価に適切に反映される評価体制を構築しています。当社は、当該ガバナンス体制のもと、業務運営上必要な対応が適切に行われるよう、関連規程および社内プロセスの運用状況を継続的に把握し、必要に応じて確認を行っています。

また、従業員に対して定期的なコンプライアンス研修等を実施し、職業倫理、お客様の公正な取扱いおよび利益相反管理等に関する理解の向上を図っています。さらに、役職員の行動および業務運営について、関連規程に照らした確認・検証を行い、必要に応じて改善措置を講じることで、適切な統制の維持・向上を図っています。

これらの取組みにより、お客様の最善の利益の追求、お客様の公正な取扱いおよび利益相反の適切な管理を促進するための動機づけおよびガバナンス体制の実効性を維持し、社内全体にお客様本位の業務運営が継続的に定着するよう努めています。

金融庁 プロダクトガバナンスに関する補充原則

プロダクトガバナンス方針 1 基本理念

当社は、お客様に付加価値をもたらすと同時に持続可能な経営を実現するため、経営陣のリーダーシップの下、より良い金融商品を提供するための理念を明確にし、実証された PIMCO の運用プロセスと強固なガバナンス・リスク管理体制を通じてその理念を実践します。

[金融庁補充原則 1 に対応]

<取組状況（PG 方針 1）>

当社が所属する PIMCO グループは、50 年以上にわたり複雑なグローバル債券市場に挑み続け、その最前線で培った深い専門知識により、公募・私募の広範な市場において相対的な価値を見極める独自の視点を築いてきました。債券アクティブ運用のグローバル・リーダーとして、膨大なデータと高度な分析力、統合されたグローバル投資プラットフォームを駆使し、投資機会を「見つける」だけでなく「創り出す」ことを目指しています。長年にわたり多くのお客様の信頼をいただいていた実証された運用プロセスを通じて、投資家の皆様のリスク管理とリターンの追求を支援してまいりました。

また、PIMCO は、お客様とのパートナーシップを最も重要と考え、世界中の英知を結集してお客様のために最善を尽くしています。日々変化し続ける世界においては、周到な準備と徹底した調査・分析によってこそ良い成果が得られるとの信念のもと、変化するリスクと投資機会を継続的に評価し、進化するお客様のニーズに応える最良のソリューションの構築に努めています。投資パフォーマンスの達成にとどまらず、投資に関する知見の提供や運用に必要なツール・リソースへの投資を通じて、お客様の投資目標の達成を支援してまいりました。

こうした運用基盤のもと、PIMCO のエグゼクティブ・コミッティーが全社的な戦略の方向性を定め、業務全般を監督しています。運用面では、グループ最高投資責任者を中心に、各資産クラス・戦略を担当する複数の最高投資責任者（CIO）がポートフォリオ・マネジメント・チームを率い、運用上の意思決定は、世界各地のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストの知見を結集したチームベースのプロセスを通じて行われています。

当社は、日本のお客様の資産運用ニーズに向き合い、債券アクティブ運用に強みを持つ運用会社だからこそ可能な投資機会の開発と運用サービスの提供に努めてまいりました。刻々と変化するマーケッ

トとともにお客様のニーズも変化するなか、当社は、こうしたニーズに耳を傾け、新たな投資機会を創造・発掘し、お客様の目標達成を支援してまいりました。

これらの取組みにより、当社は、PIMCO グループの基本理念に基づくガバナンスの実効性を確保しつつ、お客様への付加価値の提供と持続可能な経営の両立に努めています。

PIMCO の運用プロセス

プロダクトガバナンス方針 2 体制整備

当社は、日本のお客様に提供する金融商品について、組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、商品ライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制を整備します。

[金融庁補充原則 2 に対応]

<取組状況（PG 方針 2）>

当社が所属する PIMCO グループでは、新商品や新戦略の導入、新規ファンドの設定、または既存商品を新たな市場・法域で提供する際に、事業面から総合的に審査を行うガバナンスプロセスを設けています。当該プロセスでは、商品の投資目的や顧客への価値提案、市場需要、販売戦略、収益性、商品設計、運営上の実現可能性、想定投資家層への適合性などを多角的に検討し、当該商品が顧客ニーズに合致し、かつ PIMCO の事業戦略に沿ったものであるかを評価します。当社は、これらの検討プロセスを通じて、日本のお客様に提供する金融商品について、組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理およびプロダクトガバナンスを実践する体制を採用しています。

プロダクトガバナンス方針 3 金融商品組成時の対応

当社は、日本のお客様に提供する金融商品について、製販全体としてお客様にふさわしい金融商品が提供されるよう、商品の複雑さ、リスクその他の特性に応じて、販売に携わる金融事業者との情報連携等を通じ、お客様のニーズの把握および想定顧客属性の特定に努めます。

[金融庁補充原則 3 に対応]

<取組状況（PG 方針 3）>

当社は、日本において個人投資家に対して直接金融商品の販売・推奨または運用サービスの提供を行っていませんが、販売に携わる金融事業者を通じて日本のお客様に提供する金融商品については、PIMCO グループのプロダクトガバナンスのプロセスにおいて、顧客ニーズ、市場環境、商品の投資目的および運用戦略、商品性、収益性、持続可能性、運営体制ならびに投資家適合性等を総合的に検討しています。その過程において、当該商品が想定する顧客ニーズに合致し、中長期的に持続可能かつ合理的な商品であるかについて審査を行っております。

また、日本国内で販売に携わる金融事業者との情報連携を通じて、日本のお客様に想定される投資目的、リスク許容度、投資経験、知識およびニーズ等を把握するとともに、商品の複雑性、リスク特性、流動性、コストその他の商品特性を踏まえ、想定顧客属性を特定しています。その際、商品特性と想定顧客属性との整合性を検証しています。

さらに、販売に携わる金融事業者に対しては、商品特性、運用戦略、主要なリスク、コスト、想定顧客属性および販売上の留意事項等に関する情報提供を行うとともに、営業担当者向け説明会やセミナー等を通じて商品理解の促進を図っています。また、販売後においても販売会社との継続的な情報連携に努め、お客様のニーズや市場環境の変化等を把握し、必要に応じて商品開発や商品運営の改善に活用しています。

これらの取組みを通じて、当社は、金融商品の組成から販売・提供に至る各段階において、お客様の最善の利益の実現に資する金融商品の提供がなされるよう、商品の合理性および適合性の検証並びに販売会社との適切な情報連携に努めています。

プロダクトガバナンス方針 4 金融商品組成後の対応

当社は、日本のお客様に提供する金融商品について、商品性や運用状況が当初想定した内容に沿っているかを継続的に検証するとともに、販売会社との情報連携を通じて想定顧客属性と実際の顧客属性との整合性を確認し、その結果を商品提供およびプロダクトガバナンス態勢の継続的な改善に活用するよう努めます。

[金融庁補充原則 4 に対応]

< 取組状況（PG 方針 4） >

当社は、日本国内の販売に携わる金融事業者を通じて、日本の個人投資家に PIMCO グループが運用する金融商品を提供しています。こうした商品の提供に当たり、PIMCO グループのプロダクトガバナンス体制のもと、金融商品の組成後も継続的な監督を行うガバナンスプロセスが整備されており、既存ファンドに対する継続的なモニタリングおよび定期的なレビューが実施されています。当該レビューにおいては、ファンドの継続性の評価に加え、運用ガイドラインの変更、運用体制の変更その他の商品に重要な影響を及ぼし得る事項について審議・検証が行われ、その結果は商品の適切な維持・管理や関連プロセスの継続的な改善に活用されています。

また、当社は販売に携わる金融事業者との継続的な情報共有および連携を通じて、金融商品の販売状況や顧客に関する情報の把握に努めるとともに、販売会社の営業員向け説明会や研修の実施、ならびに必要に応じて販売会社が開催する最終投資家向けセミナー等への支援を行っております。これらの活動を通じて、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性との整合性や商品提供の適切性について継続的な検証を行うとともに、販売会社や外部委託先から得られた情報も踏まえながら、運用・商品提供の改善および将来の商品組成・提供・管理プロセスの向上に活用しています。

さらに、こうしたレビュー、モニタリングおよび情報連携を通じて得られた知見を総合的に活用し、商品により提供する付加価値の維持・向上に努めるとともに、必要に応じて商品および関連プロセスの見直しを検討することにより、顧客の最善の利益の実現に資する商品提供とプロダクトガバナンス態勢の継続的な向上に努めています。

プロダクトガバナンス方針 5 顧客に対する分かりやすい情報の提供

当社は、お客様がより良い金融商品を選択できるよう、運用サービスおよび運用商品に係る商品性、リスク、手数料、運用体制等に関する情報について、お客様の属性に応じた分かりやすい情報提供を行います。

[金融庁補充原則 5 に対応]

<取組状況（PG 方針 5）>

当社は、日本において個人投資家に対して直接金融商品の販売・推奨または運用サービスの提供を行っていませんが、販売に携わる金融事業者を通じて日本のお客様に提供する金融商品については、商品性、リスク、手数料、運用体制およびプロダクトガバナンス等に関する情報を提供し、販売会社による販売用資料の作成やお客様への適切な情報提供を支援しています。また、販売会社との継続的な対話や情報共有を通じて、商品に関する照会事項やお客様のニーズ等の把握に努めるとともに、販売会社から寄せられた意見や要望も踏まえながら、情報提供の内容や方法について継続的な改善を図っています。

さらに、販売会社の営業員向けの商品説明会や研修の実施、ならびに必要なに応じて販売会社が開催する最終投資家向けセミナー等への支援を通じて、商品の特性やリスク、運用プロセス等について正確かつ分かりやすい情報提供に努めています。運用体制に関する情報提供に当たっては、個々の金融商品の特性に応じて、運用チームの構成や運用責任者、ポートフォリオ・マネジャーの氏名および経験等に関する情報を提供するとともに、金融商品の商品性に関する情報についても販売会社と連携し、最終投資家にとって分かりやすい情報提供が行われるよう努めてまいりました。

また、当社のホームページ等を通じて、PIMCO の運用哲学、運用プロセスおよび運用部門の責任者を含むリーダーシップチームに関する情報を公表するとともに、当社が直接サービスを提供するお客様からの要請に応じて、運用体制やガバナンス体制等に関する情報開示を行っております。これらの取組みを通じて、お客様および販売会社に対する情報提供の透明性向上を図るとともに、お客様が金融商品の特性やリスクを適切に理解したうえで投資判断を行うことができるよう、分かりやすく有用な情報の提供に努めています。

[PIMCO のご紹介](#)

[PIMCO の運用プロセス](#)

[運用部門 リーダーシップチーム](#)

以上